

# 説明会の実施状況の概要

令和 3年 7月 23日

事業計画者 住 所 三重県鈴鹿市東玉垣町500番地の76  
氏 名 有限会社大邦興業  
代表取締役 大谷 泰彦

## 1. 事業計画者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：有限会社大邦興業  
代表者の氏名：代表取締役 大谷 泰彦  
主たる事務所：三重県鈴鹿市東玉垣町500番地の76  
連 絡 先：059-381-2277

## 2. 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類の、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類

事業計画地：鈴鹿市安塚町字源平塚1350番52, 1350番53, 1350番46の一部  
産業廃棄物の処理施設の種類の：中間処理施設（破碎、圧縮）

処理能力：

破碎 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）4.88t/日、紙くず7.84t/日、  
木くず4.40t/日、金属くず6.80t/日、  
ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く）7.04t/日  
圧縮 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）3.26t/日、紙くず2.88t/日

処理する産業廃棄物の種類の：

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く）  
（上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く）  
紙くず、木くず 以上5種類

## 3. 説明会を開催した日時及び場所並びに参加人数

説明会の日時：令和3年7月20日 19:00～20:00  
説明会の場所：鈴鹿市南玉垣町6600 鈴鹿市ふれあいホール  
参加人数：15名

## 4. 説明会における事業計画に対する意見及び質疑応答の要旨

別紙のとおり

## 5. 説明会で配布した書類及び図面

別添のとおり

## 意見及び質疑応答の要旨

質 疑	応 答
建屋のシャッターを閉めて作業を行うとの説明だが、搬入搬出の際は開けることになると思うが、その場合騒音はどうなるか。	搬入搬出の際はシャッターを開けて行いますが、騒音の発生源である中間処理施設を稼働させる際は、シャッターを閉めて作業するということとなります。
石膏ボードの取り扱いについては、粉砕等はせず一時保管のみか。	その通りです。
搬入する廃棄物に油が付いていることはないか。	取り扱う廃棄物については、主に自動車等の製造に伴う部品等であり、油は付いていません。現在も油の付いたものは取り扱っておりません。
万が一フォークリフト等から油漏れが発生した場合に、外に流出しないよう柵などは設置されるか。	処理過程で油が出ることはなくとも、事故として起こることは想定されますが、排水経路図のとおり敷地内に溝及び柵を設置するので、敷地外に直結で流出することはありません。また油は性質上急に流れていくことはないと考えられるので、すぐに吸着シートで拭き取る等により対応します。
心配なのは汚水、騒音、車の交通障害だったため、事業計画者の現在の事業所の近隣住民に評判を聞いたところ、臭い、騒音、交通障害、汚水も一切ないという安心材料となる話を聞いた。さらに今日の事業計画の説明を受け、特に変わったことをすることもなく、安心できると感じた。	ありがとうございます。
計画地の北側及び南側の道路について、道路幅が非常に狭いので、入る車と出る車で突っ込み合いするなどトラブルが起きることが想定されるが、どのように考えているか。	中勢バイパスができるまでは、基本メインで北側の道路を通行し、サブで南側を通行します。近隣の方が通行できないなどトラブルがないよう、搬入出の車両には、事前に連絡を取り合い通行させるようにします。弊社の関係車両についても十分注意を促して、事前連絡を受けてから入ってこさせるようにしたいと考えています。
一般のごみも受入はするのか。	一般廃棄物は直送で清掃センターへ運搬する必要があるため、弊社への受け入れは不可となります。弊社に搬入されるのは、すべて製造工場等から発生した産業廃棄物となります。

<p>個人事業としての農業から出る産業廃棄物（ビニールハウスのビニール、畦畔シート、その他プラスチックごみ等）を受け入れしてもらえるのか。</p>	<p>これまで依頼を受けたことはなく現時点予定していないが、荷姿、臭いなど確認したうえで、受け入れることは可能です。</p>
<p>敷地全体配置図において、安塚町1350-46A分筆予定と記載されている区画の利用はどうされるのか。</p>	<p>当該分筆予定の土地は借りることができず、弊社として何も予定はしていません。</p>

# 説明会資料

産業廃棄物の中間処理施設（破砕、圧縮）

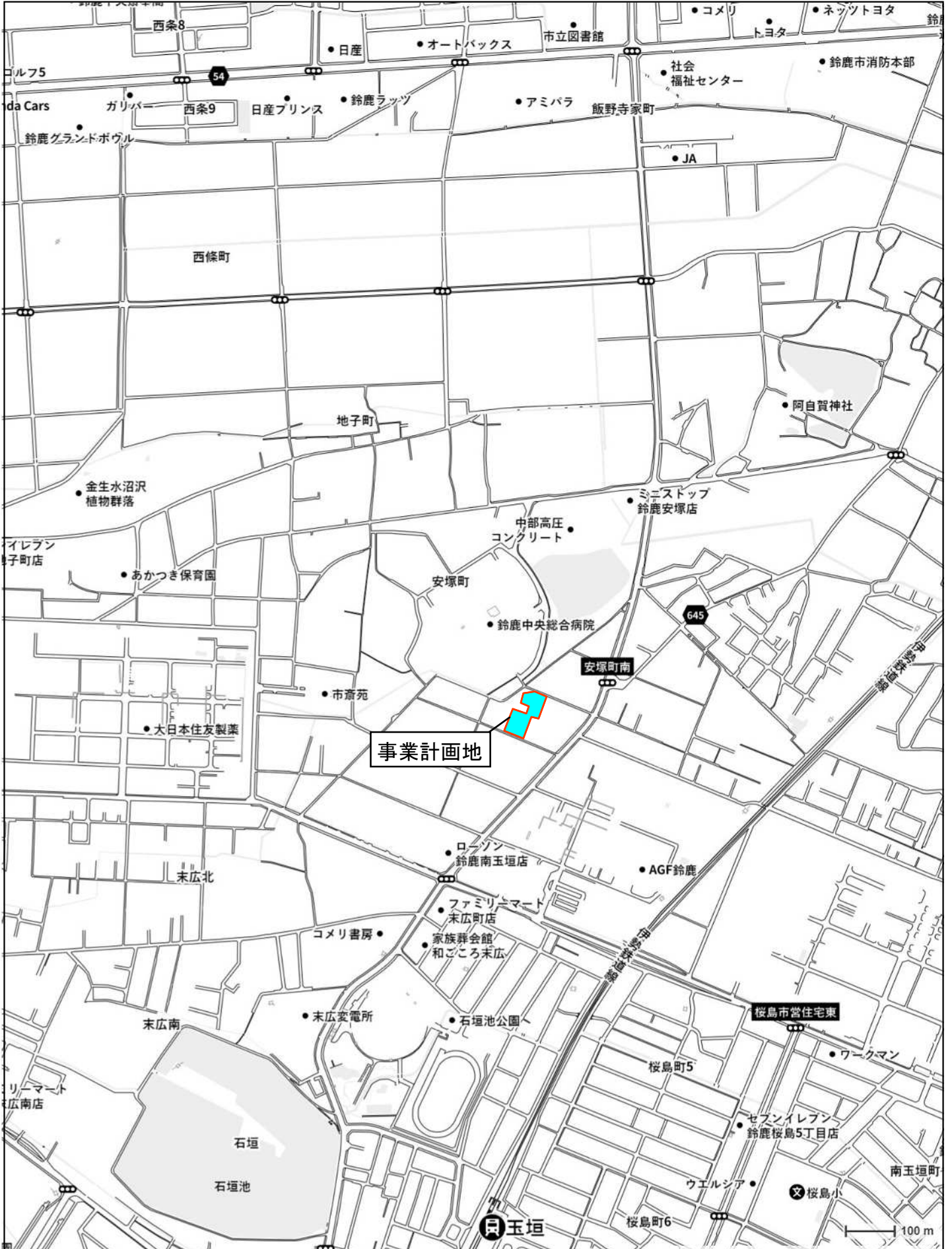
産業廃棄物の積替保管施設

- ・ 付近見取図（共通） p 3
- ・ 事業計画書（中間処理施設（破砕、圧縮）） p 4 ～ p 1 0
- ・ 事業計画書（積替保管施設） p 1 1 ～ p 1 7
- ・ 図面（共通） p 1 8 ～ p 2 3
- ・ 生活環境影響調査書（共通） p 2 4 ～ p 4 0

有限会社大邦興業



# 付近見取図



（第1面）  
事業計画書

令和 3年 7月 2日

三重県知事 あて

住所 三重県鈴鹿市東玉垣町500番地の76  
事業計画者 氏名 有限会社大邦興業  
代表取締役 大谷 泰彦  
電話番号 059-381-2277

住所 三重県津市本町14番18号  
上記代理人 氏名 行政書士 奥島 要人  
電話番号 059-226-2326

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第1項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	産業廃棄物の中間処理（破砕、圧縮）を行う。
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	鈴鹿市安塚町字源平塚1350番52, 1350番53, 1350番46の一部
産業廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（破砕、圧縮）
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く） （上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く） 紙くず、木くず 以上5種類
産業廃棄物の処理施設の処理能力	破砕 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）4.88t/日（8h）、紙くず7.84t/日（8h）、木くず4.40t/日（8h）、金属くず6.80t/日（8h）、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く）7.04t/日（8h） 圧縮 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）3.26t/日（8h）、紙くず2.88t/日（8h）
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	別添配置図のとおり
産業廃棄物の処理施設の処理方式	破砕（一軸破砕機）、圧縮（横型プレス機）
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	別添構造図、処理能力計算書のとおり
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	排ガス及び排水は発生しない。
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	排ガス及び排水は発生しない。 騒音及び振動については、別添生活環境影響調査書のとおり
悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	悪臭のあるものは取り扱わない。 騒音及び振動については、別添構造等に関する計画のとおり
その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	別添構造等に関する計画のとおり

（規格A4版）

## (第2面)

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	排ガス及び排水は発生しない。	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	同上	
その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	別添維持管理に関する計画のとおり	
説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法		
説明会の開催の周知方法	予 定 日 時	令和3年7月20日 19:00 ~ 20:00
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数	場所：鈴鹿市南玉垣町 6600 鈴鹿市ふれあいホール 収容人数：200人
	周 知 の 方 法	対象者に案内状を郵送またはポスティング
事業計画書を 公告及び縦覧 する方法	公 告 の 方 法	当社ホームページ ( <a href="http://mie-taihou.com">http://mie-taihou.com</a> ) に掲載
	公 告 予 定 日	令和3年7月5日
	縦 覧 場 所	当社事務所（三重県鈴鹿市安塚町1350-113）
	縦 覧 開 始 予 定 日	令和3年7月5日
	縦 覧 時 間	8:00~17:00（日曜日を除く。土曜日のみ8:00~12:00）
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路	8:00~17:00 県道上野鈴鹿線から市道安塚 207 号線又は 208 号線を経由し、事業計画地へ搬入	
産業廃棄物の処理施設を使用する日時	8:00~17:00（日曜日を除く。土曜日のみ8:00~12:00）	
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況	別添市町との協議状況のとおり	
事業計画者の 連絡先	担 当 部 署	代表取締役 大谷泰彦
	T E L	059-381-2277
	F A X	059-381-2278



## 別紙-2

## 取扱い予定の産業廃棄物の種類(中間処理)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の具体的名称	1カ月あたりの平均取扱い量 (t・m <sup>3</sup> /月)	有害物質含有の有無	有害物質の名称
廃プラスチック類	軟質ビニール(圧縮) 軟質プラスチック(破砕) 硬質プラスチック(破砕)	10 t 12 t 32 t	有・ <input type="checkbox"/>	
金属くず	自動車部品等(破砕)	1 t	有・ <input type="checkbox"/>	
ガラスくず等	ガラスウール(破砕)	4 t	有・ <input type="checkbox"/>	
紙くず	印刷物(破砕) 印刷物(圧縮)	0.5 t 0.5 t	有・ <input type="checkbox"/>	
木くず	パレット(破砕) 家具類(破砕)	1 t 0.5 t	有・ <input type="checkbox"/>	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	

注) 有害物質を含有する場合は、その名称、成分等を明らかにする書類を添付すること。

別紙

産業廃棄物の処理施設の構造等に関する計画（中間処理（破碎、圧縮））

構 造 等 の 計 画	構造力学上の 安全性	材質等 鋼鉄製 添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	処理能力の 算定根拠	メーカーより提示 添付書類：□無 ■有（別添一能力計算書のとおり）
	腐食防止	錆止め塗料塗布 添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	飛散、流出 悪臭の 発散防止	建屋内に設置し、飛散、流出を防止する。悪臭のあるものは扱わない。 建屋外の保管場所はシート掛けにより飛散・流出を防止する。 添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	騒音・振動 及び粉じん の発生防止	建屋内に設置し、騒音、振動を防止する。 粉じんは発生しない。 添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	汚水処理施設 の概要 フロー図添付	処理方式 該当なし 処理能力 $m^3/日$ 添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	排ガス処理 施設の概要 フロー図添付	処理方式 該当なし 処理能力 $m^3_N/h$ 添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	廃棄物の 受入設備	位置 図面のとおり 構造 バラ積み（建屋内）、コンテナ（建屋外） 規模 図面のとおり 添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）
	処理後の 廃棄物等の 保管施設	位置 図面のとおり 構造 コンテナ（建屋内、建屋外） 規模 図面のとおり 添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）
	囲い等	フェンス囲い及び門扉 添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）
	雨水等の流入 防止	建屋内のため雨水流入はない。 添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	搬入道路	県道上野鈴鹿線→市道安塚 207 号線、同 208 号線  搬入出道路の通行についての注意事項 ・届出予定の運搬車両は、すべて通行可能な車両幅であること。 ・中勢バイパス道路開通までの間は、通行可能な車両幅以上の車両の通行は不可であることについて、取引業者等にも周知をおこなう。 ・往来時には、安全に十分配慮し、徐行して通行すること含め事業所、取引業者に徹底をはかる。 ・同道路は交通量が限定的であり、直線で見通しがよいため、特段、車両の対向等の問題は生じないと思えるが、その都度、車両の往来の状況によっては、事業所の二箇所ある出入口を使いわけることにより車両対向等の問題を回避することができる。 添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	消火設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（有の場合その概要）添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）
	車両足洗設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（有の場合その概要）添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）
	駐車設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（有の場合その概要）添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）
	管理事務所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（有の場合その概要）添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）
	その他、施設の種類ごとに、規則第 12 条の 2 に定める構造等の基準の適合方法について記載すること。	
	特になし	

別紙

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画（中間処理（破碎、圧縮））

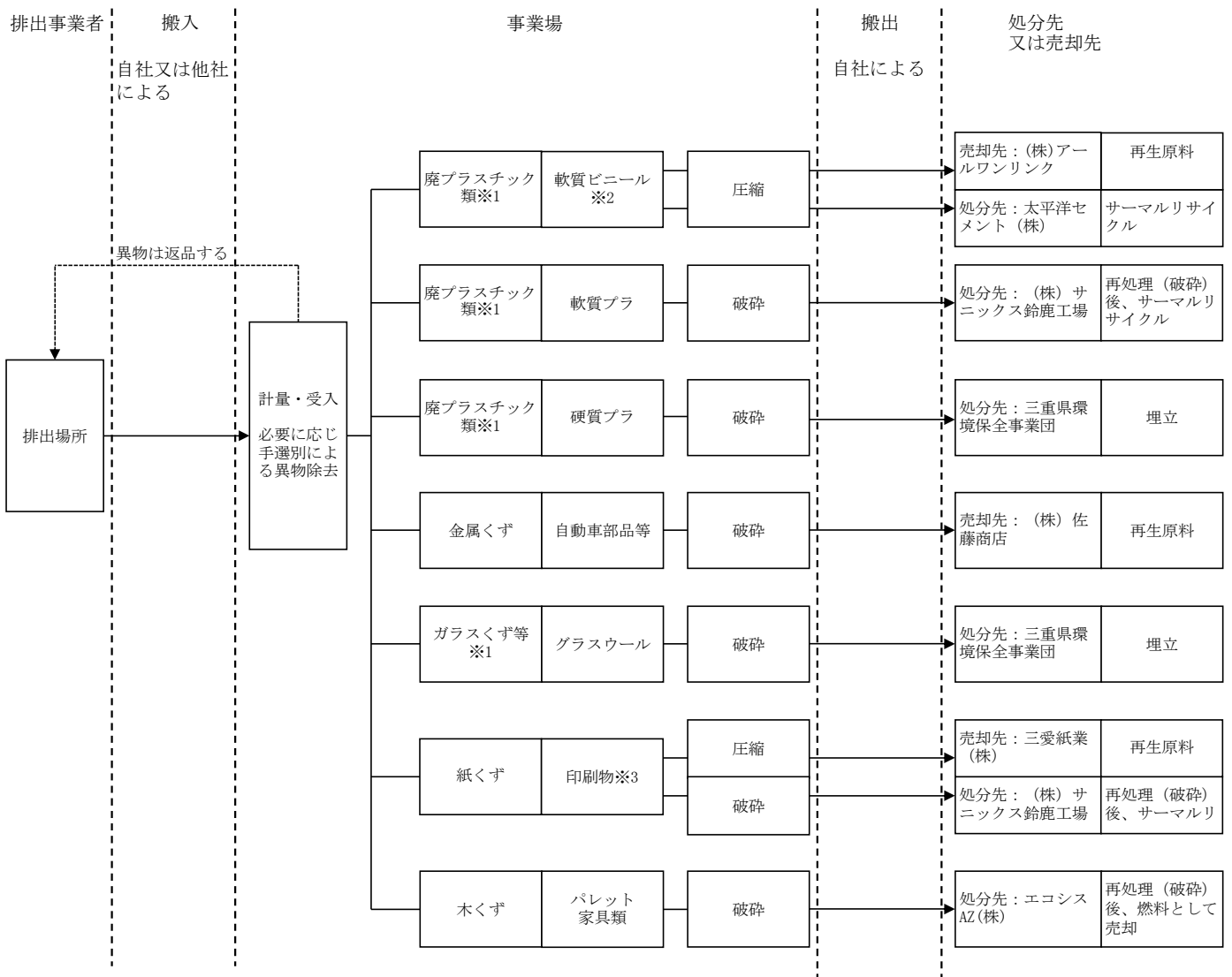
維持管理等の計画	作業方法	作業人数 4人 作業時間 8時間 添付書類：■無 □有（別添— のとおり）		
	受入時の廃棄物の性状の分析・計量方法	マニフェスト、目視により確認 計量は計量機により行う 添付書類：■無 □有（別添— のとおり）		
	異常事態時の措置	ただちに施設の運転を停止し、事務所及び関係機関への連絡をするとともに、適切な対応を行う 添付書類：■無 □有（別添— のとおり）		
	飛散・流出 悪臭の防止	建屋内で作業を行う。また日常の清掃等により飛散・流出を防止する。 悪臭のあるものは受け入れない 添付書類：■無 □有（別添— のとおり）		
	火災発生防止	場内の火気の使用を禁止する。 小型消火器を設置する 添付書類：■無 □有（別添— のとおり）		
	衛生害虫等の発生防止	発生が予測される場合、適宜薬剤の散布を行う 添付書類：■無 □有（別添— のとおり）		
	騒音・振動 粉じんの防止	騒音・振動について、機器の日常・定期点検を徹底し、作業についても注意を払う。粉じんは発生しない。 添付書類：■無 □有（別添— のとおり）		
	放流水 排ガスの管理	項目	管理値	測定頻度
		該当なし		
	定期的点検 機能検査	方法 日常点検 回数 使用時毎日実施 添付書類：■無 □有（別添— のとおり）		
点検、検査の記録及び保存	記録内容 点検記録表を作成する 保存 5年間保存 添付書類：■無 □有（別添— のとおり）			
その他、施設の維持管理に関する計画				
	特になし			

別紙

保有する機材（中間処理、積替保管）

保有する （予定を含む） 機材	機材名	車両等の 登録番号	能力等	使用目的	備考
	油圧ショベル	—	コベルコ SK70SR 最大掘削力（パケット） 52.7kN	中間処理施設における処理施設への廃棄物の投入等	低騒音型
	フォークリフト	—	コマツ FD25T-14 最大荷重 2100kg	中間処理施設、積替保管施設における運搬等	

処理フロー図（中間処理）



※1 石綿含有産業廃棄物を除く

※2 軟質ビニールについて、マテリアルリサイクル可能な物は圧縮後売却し、それ以外の物は処分委託する。

※3 印刷物について、マテリアルリサイクル可能な物は圧縮後売却し、それ以外の物は破碎後処分委託する。

事業計画書

令和 3年 7月 2日

三重県知事 あて

事業計画者 住所 三重県鈴鹿市東玉垣町500番地の76  
 氏名 有限会社大邦興業  
 代表取締役 大谷 泰彦  
 電話番号 059-381-2277

上記代理人 住所 三重県津市本町14番18号  
 氏名 行政書士 奥島 要人  
 電話番号 059-226-2326

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第1項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	産業廃棄物の積替保管を行う。
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	鈴鹿市安塚町字源平塚 1350 番 52, 1350 番 53, 1350 番 46（一部）
産業廃棄物の処理施設の種類	積替保管施設
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く） （上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く） 木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）以上5種類
産業廃棄物の処理施設の処理能力	面積 113.9m <sup>2</sup> 保管上限 40m <sup>3</sup>
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	別添配置図のとおり
産業廃棄物の処理施設の処理方式	積替保管施設
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	別添配置図、求積図のとおり
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	排ガス及び排水は発生しない。
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	排ガス及び排水は発生しない。 騒音及び振動については、別添生活環境影響調査書のとおり
悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	悪臭のあるものは取り扱わない。 騒音及び振動については、別添構造等に関する計画のとおり
その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	別添構造等に関する計画のとおり

（規格A4版）

## (第2面)

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		排ガス及び排水は発生しない。
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		同上
その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項		別添維持管理に関する計画のとおり
説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法		
説明会の開催の周知方法	予 定 日 時	令和3年7月20日 19:00 ~ 20:00
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数	場所：鈴鹿市南玉垣町 6600 鈴鹿市ふれあいホール 収容人数：200人
	周 知 の 方 法	対象者に案内状を郵送またはポスティング
事業計画書を 公告及び縦覧 する方法	公 告 の 方 法	当社ホームページ ( <a href="http://mie-taihou.com">http://mie-taihou.com</a> ) に掲載
	公 告 予 定 日	令和3年7月5日
	縦 覧 場 所	当社事務所（三重県鈴鹿市安塚町1350-113）
	縦 覧 開 始 予 定 日	令和3年7月5日
	縦 覧 時 間	8:00~17:00（日曜日を除く。土曜日のみ8:00~12:00）
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路		8:00~17:00 県道上野鈴鹿線から市道安塚 207 号線又は 208 号線を経由し、事業計画地へ搬入
産業廃棄物の処理施設を使用する日時		8:00~17:00（日曜日を除く。土曜日のみ8:00~12:00）
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況		別添市町との協議状況のとおり
事業計画者の 連絡先	担 当 部 署	代表取締役 大谷泰彦
	T E L	059-381-2277
	F A X	059-381-2278

## 別紙-2

## 取 扱 い 予 定 の 産 業 廃 棄 物 の 種 類 (積替保管)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の具体的名称	1 カ月あたりの平均取扱い量 (t・m <sup>3</sup> /月)	有害物質含有の有無	有害物質の名称
廃プラスチック類	パレット	1 t	有・ <input type="checkbox"/> 無	
金属くず	自動車部品	0.5 t	有・ <input type="checkbox"/> 無	
ガラスくず等	石膏ボード	2 t	有・ <input type="checkbox"/> 無	
木くず	建築端材	4 t	有・ <input type="checkbox"/> 無	
がれき類	コンガラ	0.5 t	有・ <input type="checkbox"/> 無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	

注) 有害物質を含有する場合は、その名称、成分等を明らかにする書類を添付すること。



別紙

産業廃棄物の処理施設の構造等に関する計画（積替保管）

構 造 等 の 計 画	飛散、流出 地下浸透 悪臭防止	建屋内にて、鉄製コンテナにて保管 床面はコンクリート構造にし、地下浸透を防止する。 悪臭のあるものは受け入れない。 添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）
	囲い等	フェンス囲い及び門扉 添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）
	雨水等の 流入防止	建屋内のため雨水の流入はない 添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	搬入道路	県道上野鈴鹿線→市道安塚 207 号線、同 208 号線 搬入出道路の通行についての注意事項 ・届出予定の運搬車両は、すべて通行可能な車両幅であること。 ・中勢バイパス道路開通までの間は、通行可能な車両幅以上の車両の通行は不可であることについて、取引業者等にも周知をおこなう。 ・往来時には、安全に十分配慮し、徐行して通行すること含め事業所、取引業者に徹底をはかる。 ・同道路は交通量が限定的であり、直線で見通しがよいため、特段、車両の対向等の問題は生じないと考えるが、その都度、車両の往来の状況によっては、事業所の二箇所ある出入口を使いわけることにより車両対向等の問題を回避することができる。 添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	消火設備	<input checked="" type="checkbox"/> 無（有の場合その概要）添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）
	車両足洗設備	<input checked="" type="checkbox"/> 無（有の場合その概要）添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）
	駐車設備	<input checked="" type="checkbox"/> 無（有の場合その概要）添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）
	管理事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 無（有の場合その概要）添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）

別紙

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画（積替保管）

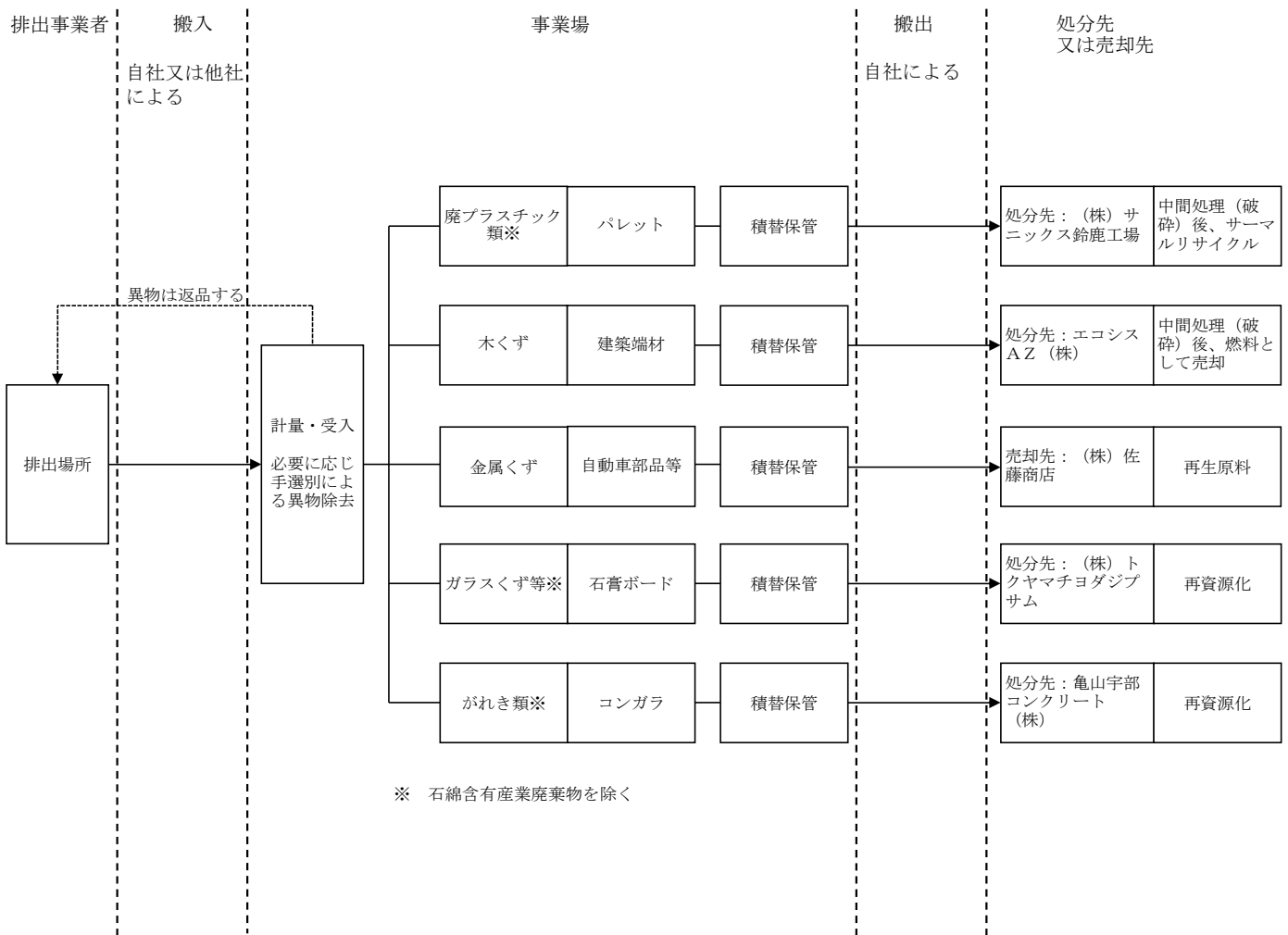
維持管理 等 の 計 画	作業方法	作業人数 4人 作業時間 8時間  添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	廃棄物の確認	マニフェストおよび目視により確認 計量は計量機により行う  添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	廃棄物の分別済みの廃棄物を保管容器（コンテナ）ごと受け入れる。必要に応じ手選別を行い、異物については返品する。	添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	廃棄物の積替え方法	保管場所に整然と保管された廃棄物を品目ごとに登録車両へ積み込む。  添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	飛散・流出 悪臭の防止	建屋内で作業を行う。また日常の清掃等により飛散・流出を防止する。 悪臭のあるものは受け入れない。  添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	火災発生防止	場内での火気の使用を禁止する。 小型消火器を設置する。  添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	衛生害虫等の発生防止	発生が予測される場合、適宜薬剤の散布を行う。  添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	騒音・振動 及び 粉じん防止	作業に際して注意を払うこと、車両の日常点検および定期点検を行うことにより、 及び騒音・振動を防止する。 粉じんは発生しない。  添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）
	点検、検査の記録及び保存	車両の点検記録表を5年間保存  添付書類：■無 □有（別添一 のとおり）

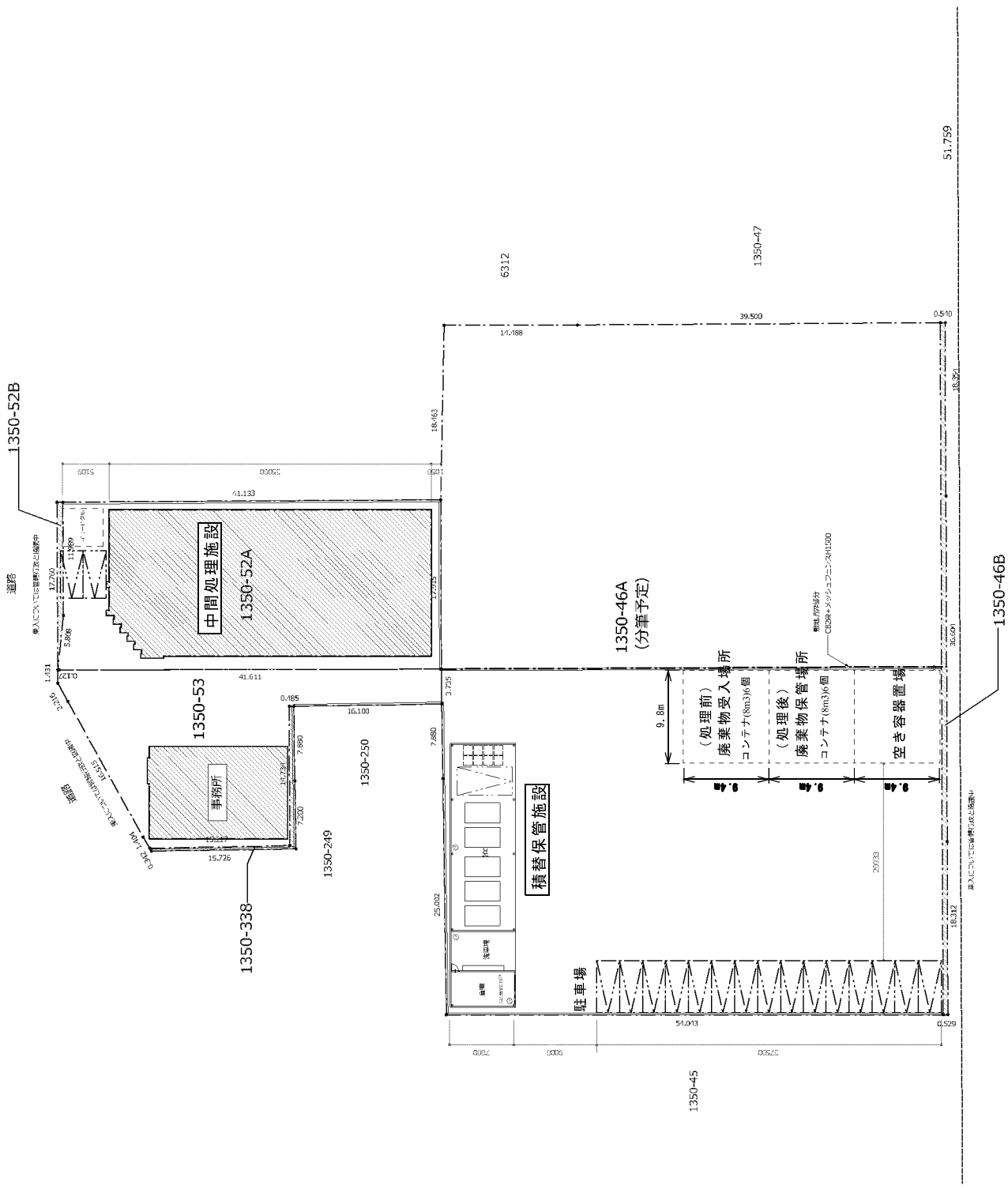
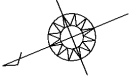
別紙

保有する機材（中間処理、積替保管）

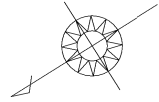
保有する （予定を含む） 機材	機材名	車両等の 登録番号	能力等	使用目的	備考
	油圧ショベル	—	コベルコ SK70SR 最大掘削力（パケット） 52.7kN	中間処理施設における処理施設への廃棄物の投入等	低騒音型
	フォークリフト	—	コマツ FD25T-14 最大荷重 2100kg	中間処理施設、積替保管施設における運搬等	

処理フロー図（積替保管）



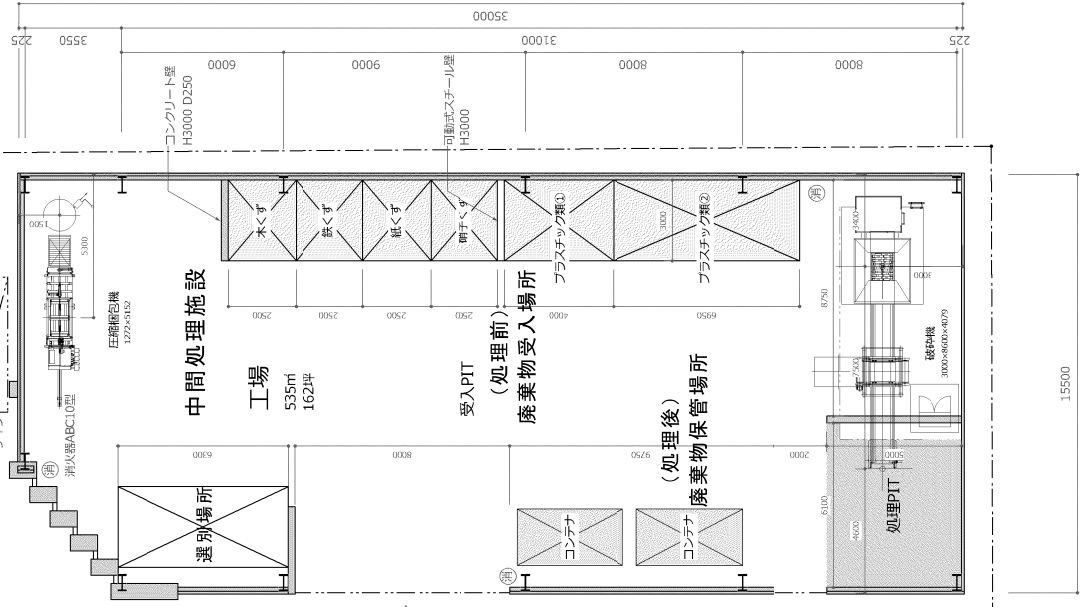


事業者名	有限会社大邦興業	図面名	敷地全体配置図
------	----------	-----	---------

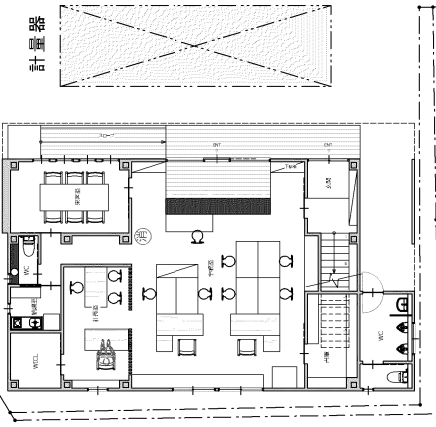


乗入については管轄行政と協議中

出納部2班は建設部2班に引き継ぎ



電動シャワー (水圧調整) W8000×H4500  
 電動シャワー W2000×H3000



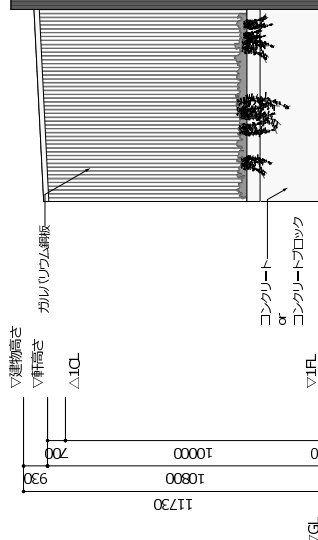
2階平面図

1階平面図兼配置図

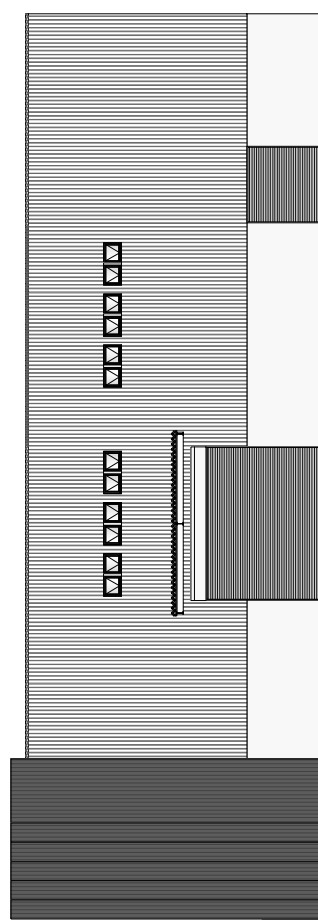
事業者名	有限会社大邦興業	図面名	平面図 (中間処理施設)
------	----------	-----	--------------

— ガルバリウム鋼板又はサイディング (ブロック)  
— エコテック材又は木目調サイディング

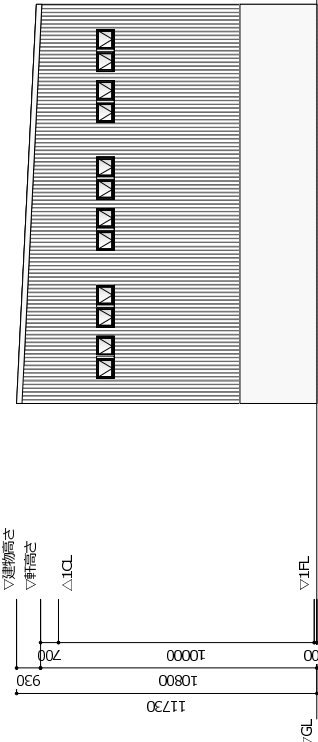
**TAIHO** tota, eco, smi e Planning



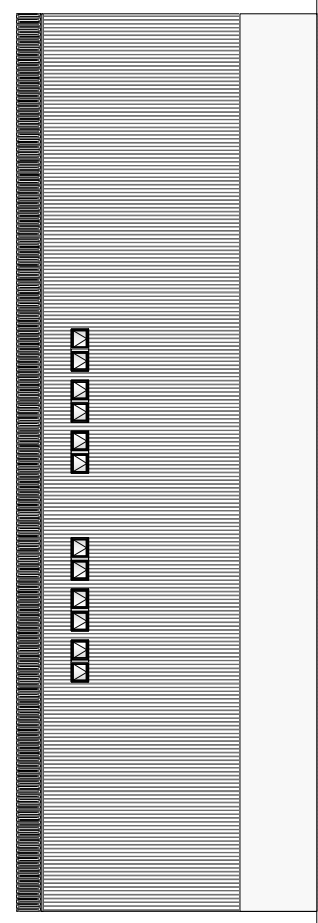
北側立面図



西側立面図



南側立面図



東側立面図

積替保管施設 求積

面積 17.0m × 6.7m = 113.9m<sup>2</sup>

容量  
コンテナ

8m<sup>3</sup> × 5 = 40m<sup>3</sup>

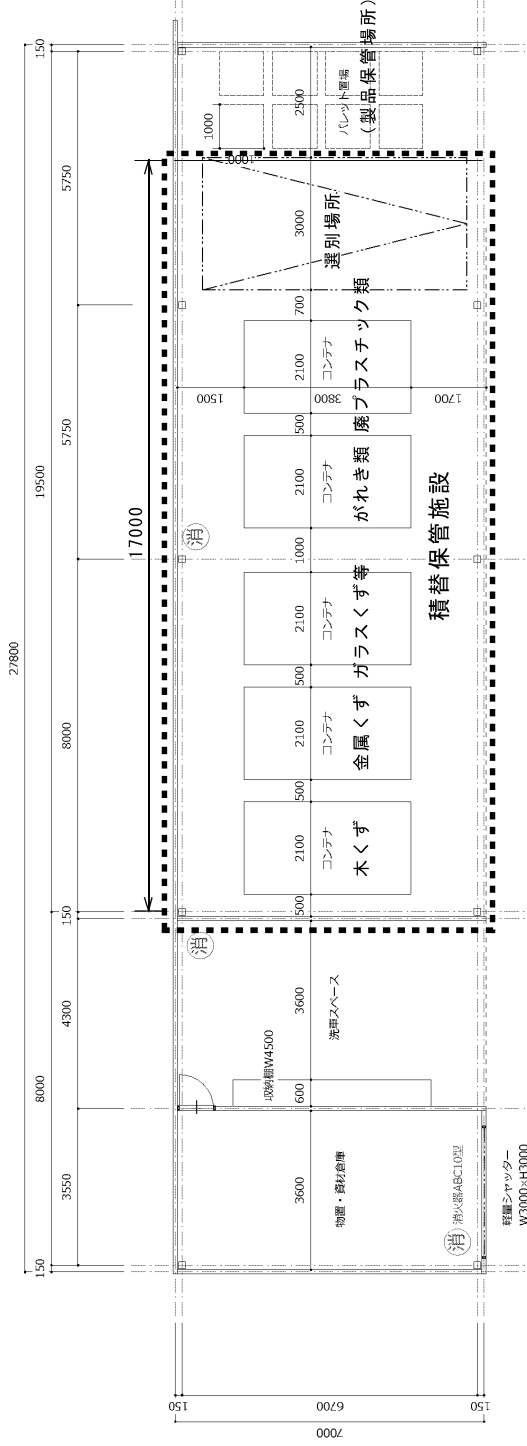
内訳 廃プラスチック類

木くず

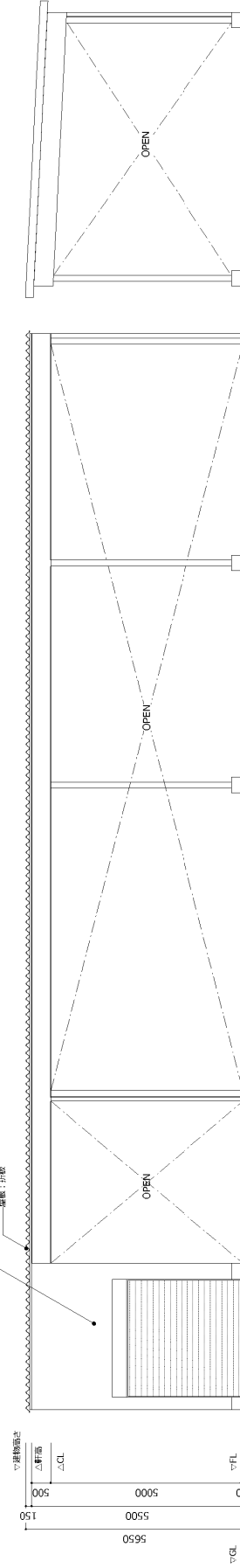
金属くず

ガラスくず等

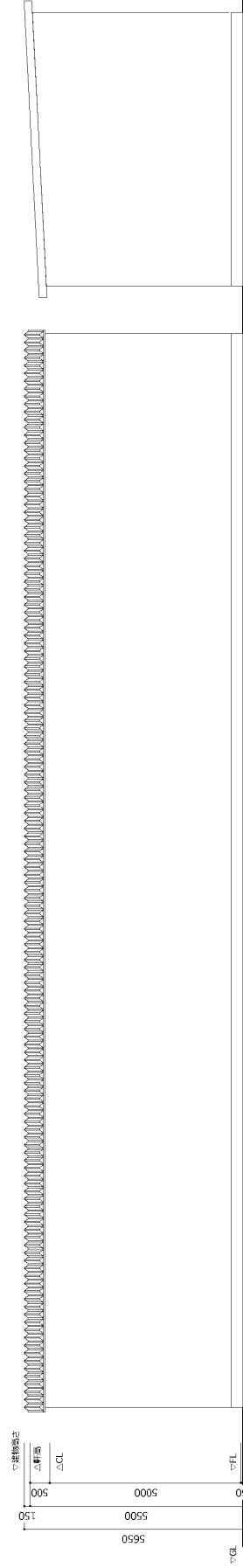
がれき類 各1個



平面図 1:100



立面図A 1:100



立面図B 1:100

立面図C 1:100

立面図D 1:100

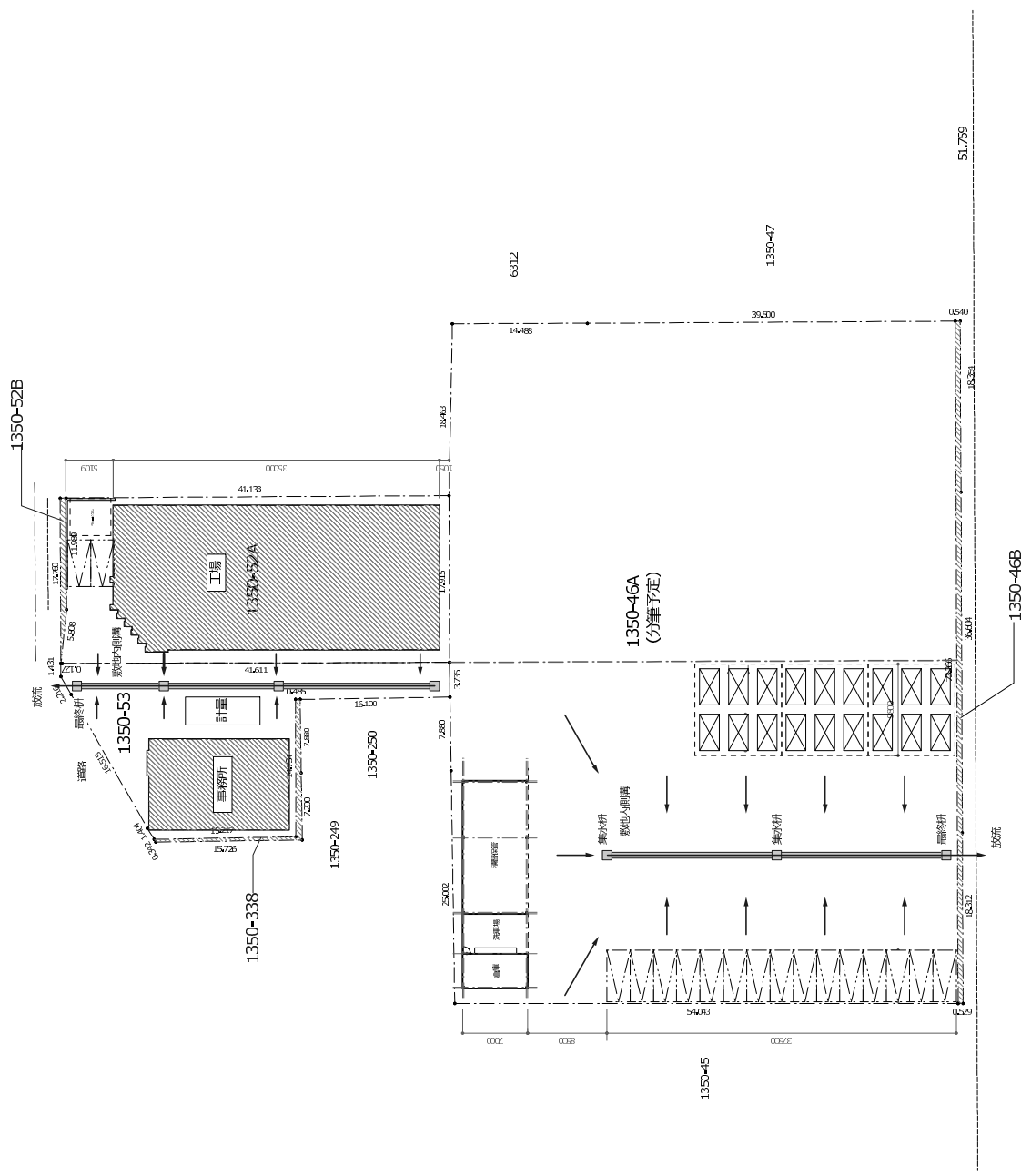
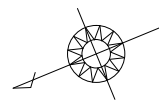
事業者名

有限会社大邦興業

図面名

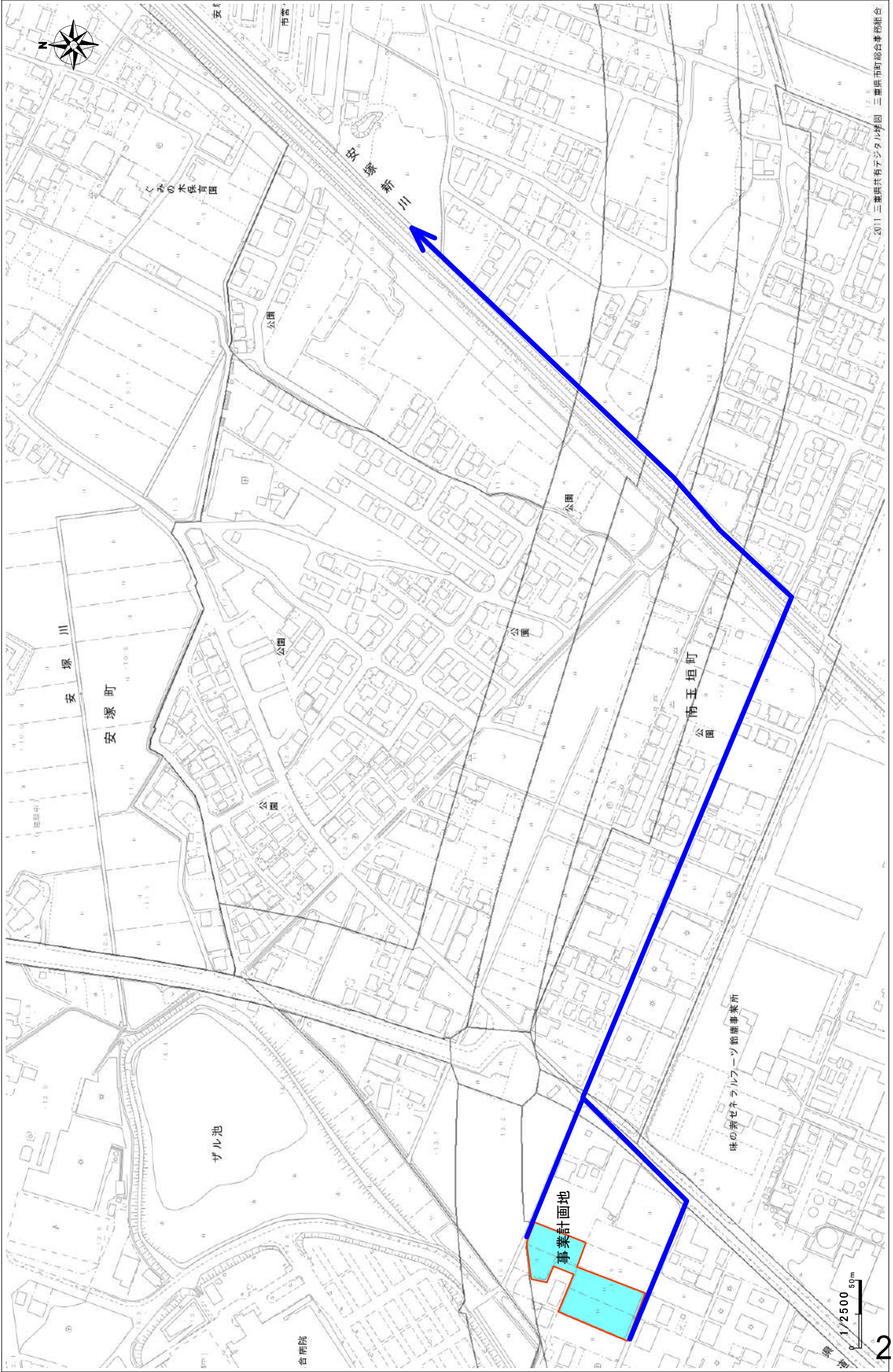
平面図・立面図 (積替保管施設)





敷地内排水経路図

排水経路図



# 生活環境影響調査書

令和 3 年 6 月

有限会社大邦興業

－ 目 次 －

1. 調査の目的
2. 調査対象事業の概要
  - (1) 事業者の住所及び氏名
  - (2) 計画地
  - (3) 設置する施設の種類
  - (4) 処理する産業廃棄物の種類
  - (5) 施設の処理能力
  - (6) 施設の構造及び設備
  - (7) 公害防止対策
3. 調査項目の選定
4. 調査結果
  - (1) 騒音
  - (2) 振動
  - (3) 周辺地域の土地利用
  - (4) 騒音・振動に係る環境の保全等を目的とする法令等
    - ①環境基準
    - ②規制基準
5. 予測及び評価
  - (1) 予測地点
  - (2) 予測時期
  - (3) 予測方法
  - (4) 予測条件
  - (5) 評価基準
  - (6) 予測及び評価結果
6. 総合評価

## 1. 調査の目的

本調査は、産業廃棄物の処理施設の設置に関して、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づき、当該施設設置が周辺地域の生活環境に与える影響を明らかにするための調査、予測及び影響の分析を行い、生活環境影響調査書を作成することを目的とする。

## 2. 調査対象事業の概要

### (1) 事業者の住所及び氏名

三重県鈴鹿市東玉垣町 500 番地の 76

有限会社大邦興業

代表取締役 大谷泰彦

### (2) 計画地

鈴鹿市安塚町字源平塚 1350 番 52、1350 番 53、1350 番 46 の一部

### (3) 設置する施設の種類の種類

産業廃棄物の中間処理施設（破砕及び圧縮）、積替保管施設

### (4) 処理する産業廃棄物の種類

中間処理：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く）

積替保管：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、木くず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）

### (5) 施設の処理能力

破砕施設：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）4.88 t / 日、木くず 4.40t / 日、金属くず 6.80t / 日、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く）7.04t / 日

圧縮施設：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）3.26t / 日、紙くず 2.88t / 日

積替保管施設：面積 113.9m<sup>2</sup> 保管上限 40m<sup>3</sup>

### (6) 施設の構造及び設備

別添図面のとおり

### (7) 公害防止対策

騒音及び振動：処理施設は建屋内に設置する。

粉じん：粉じんは発生しない。

悪臭：悪臭のあるものは取り扱わない。

排水：排水は発生しない。

### 3. 調査項目の選定

施設の設置・稼働を踏まえ、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき、影響項目を選定した。

表 3-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

生活環境影響調査項目		生活環境要因	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気質	粉じん			×		
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )					×
	浮遊粒子状物質(SPM)					×
騒音	騒音レベル			○		×
振動	振動レベル			○		×
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数(臭気濃度)				×	
水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)		×			
	浮遊物質(SS)		×			
	その他必要な項目		×			

注) ○印：環境への影響があると考えられる項目で調査及び予測・分析を行う。

×印：影響要因がないことから環境への影響が無い項目

表 3-2 選定した生活環境影響調査項目及びその理由

項目	要因	選定した理由
騒音・振動	施設の稼働	騒音及び振動の影響が想定される周辺地域に人家等が存在するため、調査項目とする。 なお、廃棄物の積替保管作業にかかる騒音及び振動は、中間処理施設による騒音及び振動と比較すると軽微であるため、施設全体として予測する騒音及び振動値については、中間処理施設による影響をもって評価した。

表 3-3 選定しなかった生活環境影響調査項目及びその理由

項目	要因	選定しなかった理由
大気質 (粉じん)	施設の稼働	粉じんは発生しないため調査項目としない。
大気質 (NO <sub>2</sub> 、SPM)	廃棄物運搬車両の走行	周辺道路の交通量について、最寄りの一般道路(県道上野鈴鹿線鈴鹿市稲生町地内) 12,552 台/日、幹線道路(国道 23 号線鈴鹿市南玉垣町地内) 46,750 台/日(出典：平成 27 年度道路交通センサス)であるのに対し、当施設の搬出入車両は 4、5 台/日程度であることから、交通量への影響は極めて小さく、環境に影響を及ぼすものではないと想定されるため調査項目としない。
騒音・振動	廃棄物運搬車両の走行	同上
悪臭	施設からの悪臭の漏洩	悪臭のあるものは取り扱わないため調査項目としない。
水質	施設排水の排出	排水は発生しないため調査項目としない。

#### 4. 調査結果

##### (1) 騒音

計画地の位置する鈴鹿市における環境騒音測定結果を以下に示す。

過去6年間の騒音測定結果は表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 環境騒音測定結果

環境基準類型	時間帯	等価騒音レベル (dB)									
		※右欄は環境基準との整合性 (○:適合、×:不適合)									
		H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度	
A	昼	46	○	49	○	49	○	50	○	46	○
	夜	42	○	44	○	43	○	44	○	39	○
B	昼	49	○	49	○	44	○	51	○	42	○
	夜	45	○	43	○	39	○	47	×	37	○
C	昼	57	○	54	○	44	○	55	○	48	○
	夜	52	×	52	○	41	○	47	○	39	○

※環境基準類型 A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

環境基準値 環境基準類型A及びBの昼間 55dB、夜間 45dB、環境基準類型Cの昼間 60dB、夜間 50dB、

出典：三重県環境白書（三重県ホームページ）

また、鈴鹿市の過去5年間の騒音に関する苦情は表 4-2 に示すとおりである。

表 4-2 鈴鹿市の騒音に係る公害苦情件数

調査地点	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
鈴鹿市の騒音に係る公害苦情件数	34	34	24	17	24

##### (2) 振動

計画地の位置する鈴鹿市において、公共機関における環境振動の測定は実施されていない。

また、鈴鹿市の過去5年間の振動に関する苦情は表 4-3 に示すとおりである。

表 4-3 鈴鹿市の振動に係る公害苦情件数

調査地点	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
鈴鹿市の振動に係る公害苦情件数	0	2	0	1	0

##### (3) 周辺地域の土地利用（都市計画に基づく用途地域等指定状況）

計画地が位置する鈴鹿市では都市計画区域が設定されており、計画地は準工業地域に位置している。鈴鹿市の都市計画区域指定状況は、別添 都市計画図のとおりである。



(4) 騒音・振動に係る環境の保全等を目的とする法令等

①環境基準

鈴鹿市における騒音に係る環境基準の類型指定状況を、表 4-4 に示す。

計画地は、類型Cに該当する。

表 4-4 騒音に係る環境基準

(道路に面する地域以外の地域)

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間 (午前6時から午後 10時まで)	夜間 (午後10時から翌 日午前6時まで)	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考:車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

出典：騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（平成24年3月30日鈴鹿市告示第87号）



## ②規制基準

### ア)騒音

特定工場等において発生する騒音の規制については、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成13年三重県条例第7号)に基づいて定められている。規制基準を、表4-5及び表4-6に示す。

計画地及びその周囲は、準工業地域であるため「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく区分3に該当し、病院(鈴鹿中央総合病院)の敷地の周囲50m区域内である。

表 4-5 特定工場等において発生する騒音の規制基準(騒音規制法による規制)

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00~19:00)	朝・夕 (6:00~8:00) (19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
備考 1. 第1種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第2種区域:第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 第3種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域 第4種区域:工業地域 2. 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。			

出典:特定工場等において発生する騒音の規制基準(平成27年鈴鹿市告示第121号)

表 4-6 工場等において発生する騒音の排出基準(三重県生活環境の保全に関する条例)

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00~19:00)	朝・夕 (6:00~8:00) (19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
2 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
3 近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
4 工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
5 その他の地域(工業専用地域を除く)	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

注1:表中の地域区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域である

注2:第3号の項から第5号の項までの地域については、当該地域に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50m区域内における基準は、それぞれの値から5デシベルを減じた値とする

出典:三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成13年3月27日三重県規則第39号)

イ) 振動

特定工場等において発生する振動の規制については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成 13 年三重県条例第 7 号)により定められている。規制基準を、表 4-7 及び表 4-8 に示す。

計画地及びその周囲は、準工業地域であるため「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく区分 2 に該当し、病院(鈴鹿中央総合病院)の敷地の周囲 50m 区域内である。

表 4-7 特定工場等において発生する振動の規制基準(振動規制法による規制)

時間の区分 区域の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル
備考 1. 第 1 種区域: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 第 2 種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2. 第 2 種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。		

出典: 特定工場等において発生する振動の規制基準(平成 27 年鈴鹿市告示第 123 号)

表 4-8 工場等において発生する振動の排出基準(三重県生活環境の保全に関する条例)

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
1 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
2 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域(工業専用地域を除く)	65 デシベル	60 デシベル

注 1: 表中の地域区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域である

注 2: 第 3 号の項から第 5 号の項までの地域については、当該地域に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m 区域内における基準は、それぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする

出典: 三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号)

## 5. 予測及び評価

### ア) 騒音

#### (1) 予測地点

別添 騒音振動予測地点図のとおり

#### (2) 予測時期

予測時期は、対象施設の稼働が定常的な状態となる供用時とした。

#### (3) 予測方法

予測方法は、処理施設（破砕機及び圧縮機）が稼働している時点とし、破砕機及び圧縮機からの騒音影響を予測する。

予測手順は、次のとおりとする。

- ① 破砕機及び圧縮機による発生騒音（点音源）から各建屋内予測地点（室内壁面）までの距離減衰による予測  
ただし、建屋内保管施設の擁壁や保管している原料、製品等による遮蔽効果、回折等は無視して計算することとした。
- ② 建屋の壁の総合透過損失  
建屋壁は透過損失値の異なる複数の部材（ガルバリウム鋼板、ガラス窓、シャッター等）で構成されているため、総合透過損失を求める。
- ③ 建屋外壁面からの距離減衰（面音源）による予測  
予測地点は、敷地境界とする。

予測式は、次のとおりとする。

#### A 発生源パワーレベル ( $L_w$ )

$$L_w = L_1 + 8$$

ここで  $L_1$  : 音源から距離 1 m の騒音値 (dB)

#### B 発生源から建屋内壁までの距離

平面図上の計測値

#### C 建屋内壁面における予測騒音値 ( $L_{in}$ )

$$L_{in} = L_w + 10 \log \left( \frac{Q \times \cos \theta}{4 \pi r_1^2} + \frac{1}{R} \right)$$

ここで  $Q$  : 音の方向係数 (= 2)

$r_1$  : 発生源から建屋内壁までの距離

$\theta$  : 壁面への入射角 (=  $0^\circ$ )

$R$  : 室定数 ( $R = S \alpha / (1 - \alpha)$ )

ここで  $S$  : 室内の全表面積 ( $m^2$ )

$\alpha$  : 平均吸音率

D 内壁面の合成騒音予測値 (L)

$$L = 10 \log (\sum 10^{(L_{in}/10)})$$

E 壁の総合透過損失の計算 (TL)

$$TL = 10 \log (\sum S_i / \sum S_i t_i)$$

ここで  $S_i$  : (外に面する) 壁の材質ごとの面積 (m<sup>2</sup>)  
 $t_i$  : 壁の材質ごとの透過率

F 外壁面予測騒音値 (L<sub>out</sub>)

$$L_{out} = L - TL - 10 \log (S_{\alpha} / \sum S_i)$$

G 敷地境界までの距離

平面図上の計測値

H 敷地境界予測騒音値 (L<sub>r</sub>)

$r_2 < a / \pi$  の時

$$L_r = L_{out} - A_{e1} - A_{e2} - A_{e3}$$

$a / \pi < r_2 < b / \pi$  の時

$$L_r = L_{out} + 10 \log (a / r_2) - 5 - A_{e1} - A_{e2} - A_{e3}$$

$r_2 > b / \pi$  の時

$$L_r = L_{out} + 10 \log (ab / r_2^2) - 8 - A_{e1} - A_{e2} - A_{e3}$$

ここで  $a$  : 面音源の短辺 (m)

$b$  : 面音源の長辺 (m)

$r_2$  : 音源から受音点までの距離 (m)

$A_{e1}$  : 回折減衰 (= 0 dB)

$A_{e2}$  : 地表付近の超過減衰量 (= 0 dB)

$A_{e3}$  : 空気吸収による超過減衰量 (= 0 dB)

#### (4) 予測条件

##### ① 破砕機、圧縮機からの発生騒音

破砕機、圧縮機からの発生騒音を表 5-1 に示す。

表 5-1 破砕機及び圧縮機の発生騒音（周波数：1,000Hz）

破砕機	91 d B
圧縮機	93 d B

(注) メーカー資料による。(破砕機、圧縮機：機械から 1 m の騒音データからパワーレベル ( $L_w$ ) を逆算した。

なお、逆算式は、次のとおりである。 $L_w = L_1 + 8$  ここで、( $L_1$ ) は、音源から 1 m の騒音レベル (d B) を示す。

##### ② 建屋内壁の吸音率及び建屋外壁の透過損失

建屋内壁面の吸音率及び建屋の壁による透過損失は、表 5-2 のとおりである。

表 5-2 建屋外壁等の吸音率及び透過損失（周波数：1,000Hz）

建屋の各部材・材質	吸音率 (%)	透過損失 (d B)
屋根 (材質：ガルバリウム鋼板)	0.03	38
壁 (東側、南側、西側、北側 材質：ガルバリウム鋼板)	0.03	38
床 (材質：コンクリート)	0.02	54
シャッター	0.03	32
ガラス窓	0.12	18

(注) 出典：「騒音制御工学ハンドブック」(日本騒音制御工学会)

#### (5) 評価基準

予測結果の評価は、敷地境界における規制基準（三重県生活環境の保全に関する条例第 22 条に規定する騒音の規制基準 60 d B）を下回ることとする。

#### (6) 予測及び評価結果（別表 騒音予測計算値参照）

予測結果を表 5-3 に示す。

表 5-3 騒音予測結果

予測地点	騒音レベル (dB)	基準値 (dB)
① 東側敷地境界	53.1	60
② 南側敷地境界	52.6	60
③ 西側敷地境界	51.3	60
④ 北側敷地境界	50.5	60

予測結果から、敷地境界における騒音予測値は、いずれも規制基準を下回っている。

このことから、本事業計画の実施に伴う騒音の影響は軽微なものと考えられる。

## イ) 振動

### (1) 予測地点

別添 騒音振動予測地点図のとおり

### (2) 予測時期

予測時期は、対象施設の稼働が定常的な状態となる供用時とした。

### (3) 予測方法

予測方法は、処理施設（破碎機及び圧縮機）が稼働している時点とし、破碎機及び圧縮機からの振動影響を予測する。

予測手順は次のとおりとする

予測手法は、振動発生源からの距離減衰により予測する。

予測式は、次のとおりである。

$$L_p = L_{p0} - 20 \log(r/r_0) - 8.7\alpha(r - r_0)$$

ここで  $L_p$  : 受振点における振動レベル (dB)

$L_{p0}$  : 振動源から距離  $r_0$  m 離れた地点における振動レベル (dB)

$r$  : 振動源から受振点 (予測地点) までの距離 (m)

$r_0$  : 振動源から基準点までの距離 (m)

$\alpha$  : 地盤による減衰定数 (0.02 を用いた。)

$n$  : 幾何減衰定数 (表面波の場合 : 0.5)

また、合成振動の式は、次のとおりである。

$$L = 10 \log(\sum 10^{(L_n/10)})$$

ここで  $L$  : 合成した振動レベル (dB)

$L_n$  : 個々の振動源による振動レベル (dB)

### (4) 予測条件

#### ① 破碎機、圧縮機からの発生振動

破碎機、圧縮機からの発生騒音を表 5-4 に示す。

表 5-4 破碎機及び圧縮機の発生振動

破碎機	57 dB
圧縮機	47 dB

(注) メーカー資料による。

(5) 評価基準

予測結果の評価は、敷地境界における規制基準（三重県生活環境の保全に関する条例第22条に規定する振動の規制基準 60 d B）を下回ることとする。

(6) 予測及び評価結果（別表 振動予測計算値参照）

予測結果を表 5-5 に示す。

表 5-5 振動予測結果

予測地点	振動レベル(dB)	基準値(dB)
① 東側敷地境界	42.7	60
② 南側敷地境界	43.4	60
③ 西側敷地境界	34.9	60
④ 北側敷地境界	40.9	60

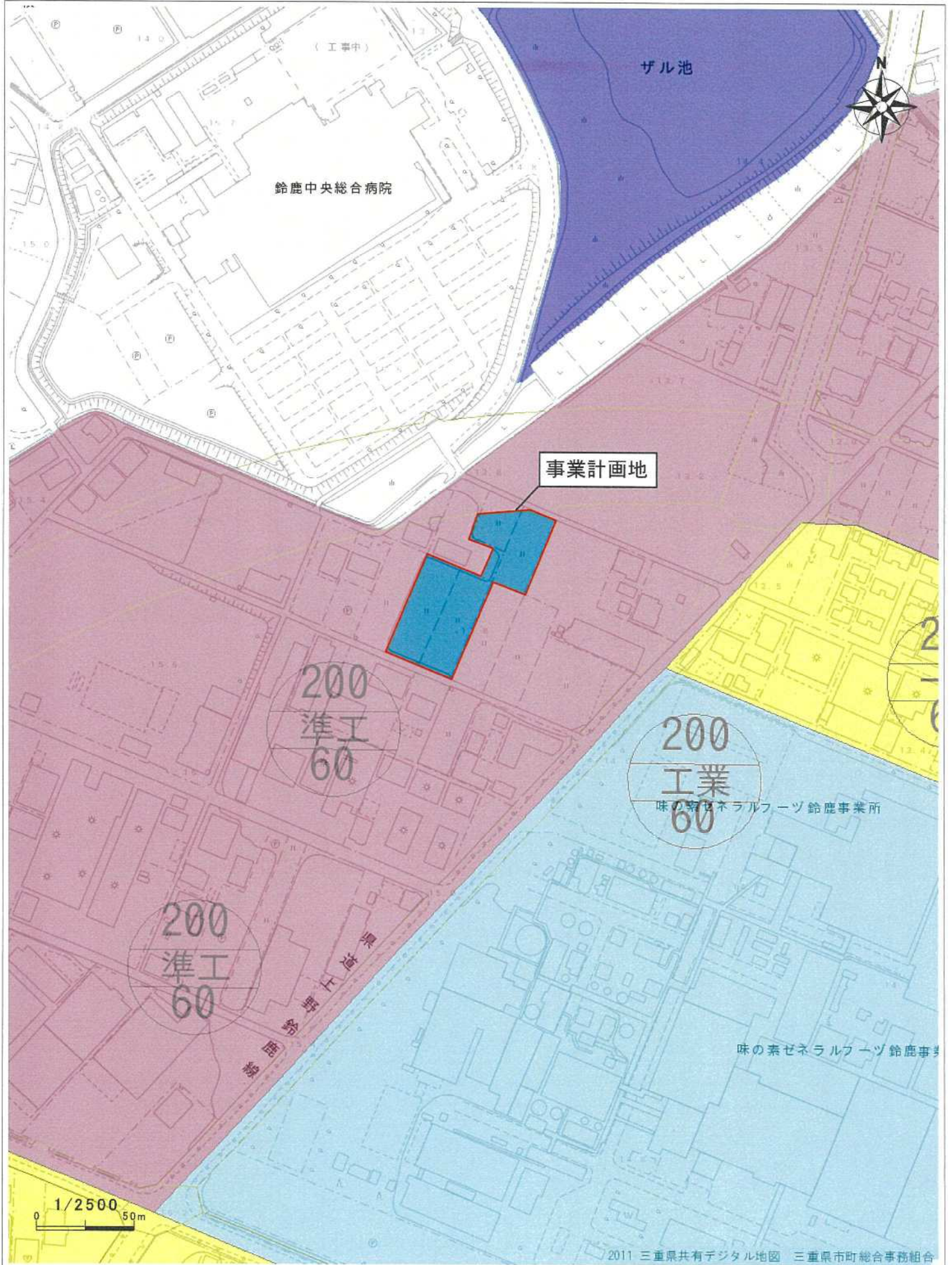
予測結果から、敷地境界における振動予測値は、いずれも規制基準を下回っている。このことから、本事業計画の実施に伴う振動の影響は軽微なものと考えられる。

6. 総合評価

本事業計画の実施による環境への影響について、騒音、振動について予測評価した結果、いずれも環境への影響は軽微なものと考えられる。

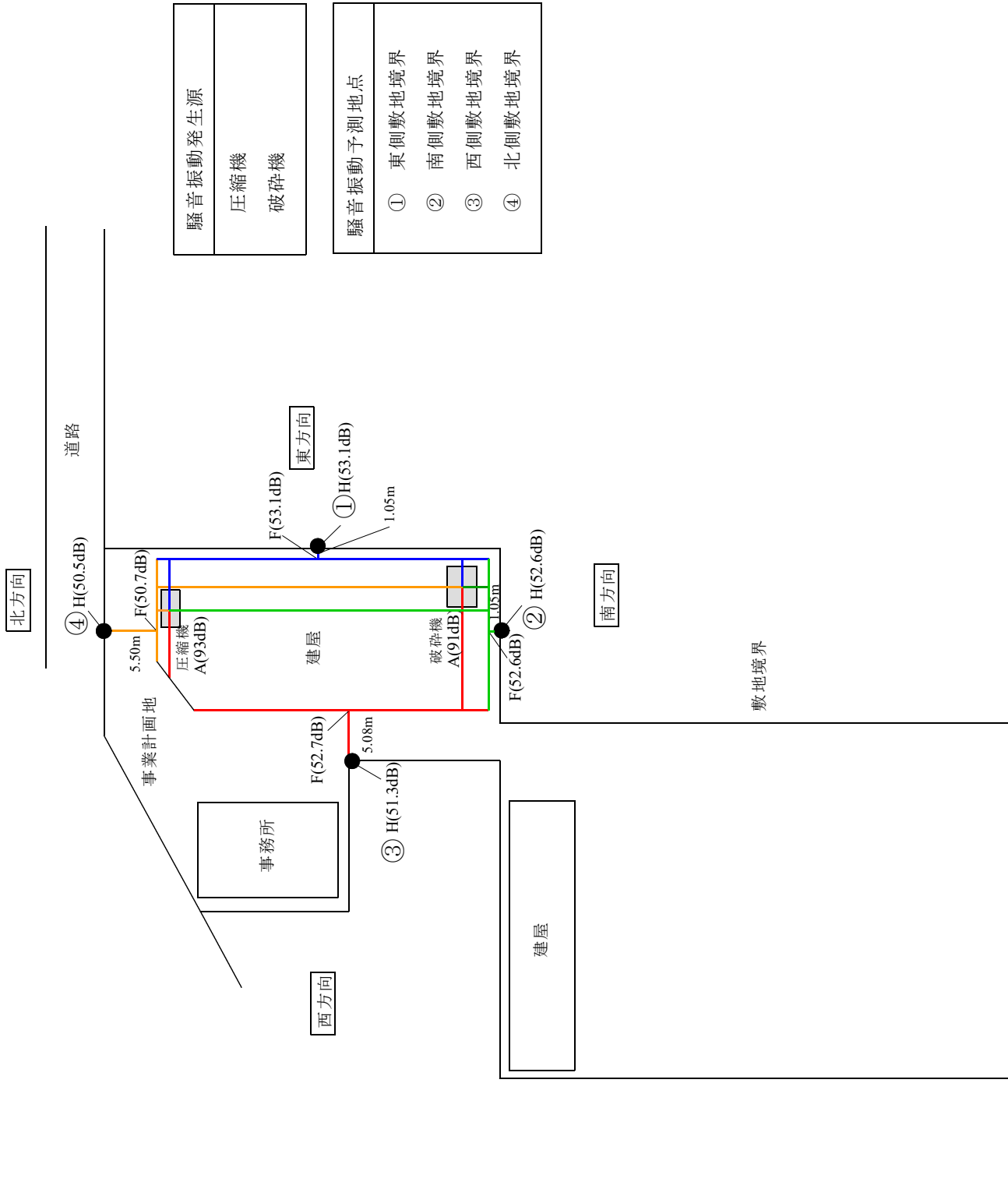
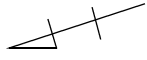


# 都市計画図



地形図は三重県市町総合事務組合「2011 三重県共有デジタル地図（数値地形図2500（道路線1000）」を使用。  
（平成25年8月1日三総合地第100号）





騒音振動発生源	
压缩机	
破碎机	

騒音振動予測地点	
①	東側敷地境界
②	南側敷地境界
③	西側敷地境界
④	北側敷地境界

事業者名	有限会社大邦興業	図面名	騒音振動計算書
------	----------	-----	---------

敷地境界	道路
------	----

別表 騒音予測計算値(敷地境界)

予測地点	A 発生源パワーレベル(L <sub>w</sub> )(dB)		B 発生源から建屋内壁までの距離(r <sub>1</sub> )(m)		C 建屋内壁面における予測騒音値(L <sub>in</sub> )(dB)		D 内壁面の合成騒音予測値(L)(dB)	E 壁の総合透過損失(TL)(dB)	F 外壁面予測騒音値(L <sub>out</sub> )(dB)	G 敷地境界までの距離(r <sub>2</sub> )(m)	H 敷地境界予測騒音値(L <sub>e</sub> )(dB)
	破砕機	圧縮機	破砕機	圧縮機	破砕機	圧縮機					
計算式	L <sub>w</sub> =L <sub>i</sub> +8		平面図上の計測値		L <sub>in</sub> =L <sub>w</sub> +10Log((Q×COSθ/4πr <sub>1</sub> <sup>2</sup> )+(1/R))		L=10Log(Σ10 <sup>(L<sub>i</sub>/10)</sup> )	TL=10Log(ΣS <sub>i</sub> /ΣS <sub>t</sub> )	L <sub>out</sub> =L-TL-10Log(S <sub>α</sub> /ΣS <sub>i</sub> )	平面図上の計測値	$r_2 < a/\pi$ の時 $L_e = L_{out} - Ae1 - Ae2 - Ae3$ $a/\pi < r_2 < b/\pi$ の時 $L_e = L_{out} + 10\text{Log}(a/r_2) - 5 - Ae1 - Ae2 - Ae3$ $r_2 > b/\pi$ の時 $L_e = L_{out} + 10\text{Log}(ab/r_2) - 8 - Ae1 - Ae2 - Ae3$
① 東側敷地境界	91	93	3.15	5.05	76.0	76.4	79.2	34.0	53.1	1.05	53.1
② 南側敷地境界			2.75	33.25	76.7	75.0	78.9	31.0	52.6	1.05	52.6
③ 西側敷地境界			11.85	9.95	73.3	75.4	77.5	33.0	52.7	5.08	51.3
④ 北側敷地境界			31.75	1.25	73.0	83.7	84.1	38.0	50.7	5.50	50.5

注) 1 発生源パワーレベルについては、メーカー提供資料よりパワーレベルに換算した数値を示す。

注) 2 外壁面から敷地境界等への予測騒音計算は面音源予測式を用い、「外壁面予測騒音値」の騒音レベルが当該外壁面全体から発生するものと仮定して計算した。

(参考) 数値詳細

発生源	破砕機	圧縮機
音源から1mの騒音値(L <sub>i</sub> )	83	85
発生源パワーレベル(L <sub>w</sub> )	91	93

壁面寸法	短辺(a)	長辺(b)	面積	総合透過損失(TL)
東側	10.8	35	378	34
南側	11.73	15.5	181.815	31
西側	11.73	35	410.55	33
北側	11.73	15.5	181.815	38

建屋の各部	面積(S)	材質	材料吸音率	吸音率	透過損失	透過率(t)
床面	509.63	コンクリート	0.02	10.1926	54	0.000003981
天井面	509.63	ガルバリウム鋼板	0.03	15.2889	38	0.000158489
東側壁	371.28	ガルバリウム鋼板	0.03	11.1384	38	0.000158489
東側窓	6.72	アルミ・ガラス	0.12	0.8064	18	0.015848932
南側壁	175.095	ガルバリウム鋼板	0.03	5.25285	38	0.000158489
南側窓	6.72	アルミ・ガラス	0.12	0.8064	18	0.015848932
西側壁	361.83	ガルバリウム鋼板	0.03	10.8549	38	0.000158489
西側窓	6.72	アルミ・ガラス	0.12	0.8064	18	0.015848932
西側シャッター	42	カラ鋼板	0.03	1.26	32	0.000630957
北側壁	181.815	ガルバリウム鋼板	0.03	5.45445	38	0.000158489
表面積合計(S)	2171.44			61.8613		

平均吸音率(α)	0.02849
室定数(R)	63.67532
方向係数(Q)	2
壁面への入射角(θ)	0
回折減衰(Ae1)	0
地表付近の超過減衰量(Ae2)	0
空気吸収による超過減衰量(Ae3)	0

別表 振動予測計算値(敷地境界)

予測地点		A 発生源振動レベル(dB)		B 発生源から敷地境界までの距離(m)		C 敷地境界における予測振動値(dB)		D 合成振動予測値(dB)
		破碎機	圧縮機	破碎機	圧縮機	破碎機	圧縮機	
①	東側敷地境界	57	47	3.15	5.05	42.5	29.5	42.7
②	南側敷地境界			2.75	33.25	43.4	16.7	43.4
③	西側敷地境界			11.85	9.95	34.4	25.5	34.9
④	北側敷地境界			31.75	1.25	27.1	40.7	40.9